

学校法人柴田学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

令和8年8月27日理事会制定

はじめに

学校法人柴田学園（以下「本学園」という。）は、建学の精神のもと、人権を尊重し、健全かつ公正な学校運営を行っています。学生・生徒、保護者、受験生、施設利用者、地域住民、取引先その他本学園に関係する者（以下「関係者等」という。）からの要望や意見に対しては、真摯かつ誠実に対応を行います。

しかしながら、本学園では関係者等からの要求が不当なものである場合、またはその手段・態様が社会通念上相当な範囲を超えるものである場合（カスタマーハラスメント）に対しては、教職員の安全な職場環境及び学園の教育研究環境の維持を最優先に、毅然とした態度で臨み、組織的に対応します。

カスタマーハラスメントの定義

本学園ではカスタマーハラスメントを次のとおり定義します。

関係者等からの本学園に対する意見・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、その要求を実現するための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超えたものであり、その結果、教職員の職場環境や学園の教育研究環境を害するもの。

カスタマーハラスメントに該当する行為

- ・精神的または身体的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、暴言、暴行、傷害 等）
 - ・継続的、拘束的、執拗な言動（不退去、長時間の居座り、電話での長時間拘束 等）
 - ・威圧的、差別的、侮辱的または性的な言動（侮辱、怒鳴り声、机を叩く、人格否定 等）
 - ・合理的理由のない謝罪、金銭補償または特別な対応の要求
 - ・教職員のプライバシーの侵害（無断での録音・録画またはそのデータの不適切な利用もしくは SNS 等のインターネットを通じた誹謗中傷を含む）
 - ・要求内容に照らして社会通念上相当と認められない態様による行為
 - ・その他、社会通念上許容される範囲を逸脱した迷惑行為
- 上記は、あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

本学園におけるカスタマーハラスメントへの対応

本学園がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、原則として以後の対応をお断りし、特に悪質であると認められる場合には、警察への通報や弁護士等の外部専門機関と連携し、法的措置等も含めて厳正に対処します。

また、被害者に対する配慮のため、速やかに配置転換やメンタルヘルス不調への相談対応等の措置を講じます。

相談窓口

学校法人柴田学園 ハラスメント防止等対策委員会

E-mail : anti-harassment@shibata.ac.jp